

令和3年度

教育委員会定例会
(6月)

令和3年6月9日(水)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 令和3年6月9日(水) 午後3時
場所 教育長室

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

- (1) 議案第7号 鹿屋市立学校給食センター条例の一部改正について (P2)
- (2) 議案第8号 鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (P5)
- (3) 議案第9号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校関係者評価委員会開催要綱の制定について (P8)

5 報告

- (1) 鹿屋市読書活動推進懇話会参加者の変更について (P10)
- (2) 鹿屋市イングリッシュキャンプの実施について (P11)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

議案第7号

鹿屋市立学校給食センター条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年6月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

鹿屋市立北部学校給食センターの設置に伴い、同施設の名称等について所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

第1条 鹿屋市立学校給食センター条例（平成18年鹿屋市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

鹿屋市立北部学校給食センター	鹿屋市串良町有里8078番地5
----------------	-----------------

第2条 鹿屋市立学校給食センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中鹿屋市立輝北学校給食センターの項及び鹿屋市立串良学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年9月1日から施行する。

鹿屋市立学校給食センター条例の一部改正 新旧対照表 (第1条関係)

改正後	改正前																						
<p>○鹿屋市立学校給食センター条例 平成18年1月1日教育委員会条例第189号 (名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は、とおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿屋市立南部学校給食センター</td> <td>鹿屋市横山町1663番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立輝北学校給食センター</td> <td>鹿屋市輝北町上百引3186番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立串良学校給食センター</td> <td>鹿屋市串良町下小原3157番地 1</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立吾平学校給食センター</td> <td>鹿屋市吾平町麓2951番地 1</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立北部学校給食センター</td> <td>鹿屋市串良町有里8078番地 5</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鹿屋市立南部学校給食センター	鹿屋市横山町1663番地	鹿屋市立輝北学校給食センター	鹿屋市輝北町上百引3186番地	鹿屋市立串良学校給食センター	鹿屋市串良町下小原3157番地 1	鹿屋市立吾平学校給食センター	鹿屋市吾平町麓2951番地 1	鹿屋市立北部学校給食センター	鹿屋市串良町有里8078番地 5	<p>○鹿屋市立学校給食センター条例 平成18年1月1日教育委員会条例第189号 (名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は、とおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿屋市立南部学校給食センター</td> <td>鹿屋市横山町1663番地</td> </tr> <tr> <td><u>鹿屋市立輝北学校給食センター</u></td> <td><u>鹿屋市輝北町上百引3186番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>鹿屋市立串良学校給食センター</u></td> <td><u>鹿屋市串良町下小原3157番地 1</u></td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立吾平学校給食センター</td> <td>鹿屋市吾平町麓2951番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鹿屋市立南部学校給食センター	鹿屋市横山町1663番地	<u>鹿屋市立輝北学校給食センター</u>	<u>鹿屋市輝北町上百引3186番地</u>	<u>鹿屋市立串良学校給食センター</u>	<u>鹿屋市串良町下小原3157番地 1</u>	鹿屋市立吾平学校給食センター	鹿屋市吾平町麓2951番地 1
名称	位置																						
鹿屋市立南部学校給食センター	鹿屋市横山町1663番地																						
鹿屋市立輝北学校給食センター	鹿屋市輝北町上百引3186番地																						
鹿屋市立串良学校給食センター	鹿屋市串良町下小原3157番地 1																						
鹿屋市立吾平学校給食センター	鹿屋市吾平町麓2951番地 1																						
鹿屋市立北部学校給食センター	鹿屋市串良町有里8078番地 5																						
名称	位置																						
鹿屋市立南部学校給食センター	鹿屋市横山町1663番地																						
<u>鹿屋市立輝北学校給食センター</u>	<u>鹿屋市輝北町上百引3186番地</u>																						
<u>鹿屋市立串良学校給食センター</u>	<u>鹿屋市串良町下小原3157番地 1</u>																						
鹿屋市立吾平学校給食センター	鹿屋市吾平町麓2951番地 1																						

鹿屋市立学校給食センター条例の一部改正 新旧対照表 (第2条関係)

改正後	改正前																		
<p>○鹿屋市立学校給食センター条例 平成18年1月1日教育委員会条例第189号 (名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は、とおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿屋市立南部学校給食センター</td> <td>鹿屋市横山町1663番地</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立吾平学校給食センター</td> <td>鹿屋市吾平町麓2951番地 1</td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立北部学校給食センター</td> <td>鹿屋市串良町有里8078番地 5</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鹿屋市立南部学校給食センター	鹿屋市横山町1663番地	鹿屋市立吾平学校給食センター	鹿屋市吾平町麓2951番地 1	鹿屋市立北部学校給食センター	鹿屋市串良町有里8078番地 5	<p>○鹿屋市立学校給食センター条例 平成18年1月1日教育委員会条例第189号 (名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は、とおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿屋市立南部学校給食センター</td> <td>鹿屋市横山町1663番地</td> </tr> <tr> <td><u>鹿屋市立輝北学校給食センター</u></td> <td><u>鹿屋市輝北町上百引3186番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>鹿屋市立串良学校給食センター</u></td> <td><u>鹿屋市串良町下小原3157番地 1</u></td> </tr> <tr> <td>鹿屋市立吾平学校給食センター</td> <td>鹿屋市吾平町麓2951番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鹿屋市立南部学校給食センター	鹿屋市横山町1663番地	<u>鹿屋市立輝北学校給食センター</u>	<u>鹿屋市輝北町上百引3186番地</u>	<u>鹿屋市立串良学校給食センター</u>	<u>鹿屋市串良町下小原3157番地 1</u>	鹿屋市立吾平学校給食センター	鹿屋市吾平町麓2951番地 1
名称	位置																		
鹿屋市立南部学校給食センター	鹿屋市横山町1663番地																		
鹿屋市立吾平学校給食センター	鹿屋市吾平町麓2951番地 1																		
鹿屋市立北部学校給食センター	鹿屋市串良町有里8078番地 5																		
名称	位置																		
鹿屋市立南部学校給食センター	鹿屋市横山町1663番地																		
<u>鹿屋市立輝北学校給食センター</u>	<u>鹿屋市輝北町上百引3186番地</u>																		
<u>鹿屋市立串良学校給食センター</u>	<u>鹿屋市串良町下小原3157番地 1</u>																		
鹿屋市立吾平学校給食センター	鹿屋市吾平町麓2951番地 1																		

議案第8号

鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年6月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市学校給食センター条例施行規則第12条に基づく委員を新たに委嘱したいため、本案を提出するものである。

令和3年度 鹿屋市立学校給食センター運営委員

※委嘱根拠：第1号(学校長)、第2号(PTA代表者が推薦)、第3号(学識経験者)

1 任用期間：令和3年7月1日から令和4年6月30日までの運営委員

○鹿屋市立南部学校給食センター運営委員

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	松元 優彦	鹿屋市立西俣小学校長	第12条第1項第1号
2	別府 浩	鹿屋市立南小学校長	第12条第1項第1号
3	安楽 省吾	鹿屋市立花岡学園校長	第12条第1項第1号
4	久徳 寛司	鹿屋市立大始良中学校長	第12条第1項第1号
5	小倉 康夫	鹿屋市立野里小学校長	第12条第1項第1号
6	竹ノ山 誠忠	鹿屋市立田崎中学校長	第12条第1項第1号
7	吉岡 一徳	鹿屋市立第一鹿屋中学校長	第12条第1項第1号
8	田場 久美子	鹿屋市里宇西俣小学校PTA代表	第12条第1項第2号
9	榎原 恭子	鹿屋市立南小学校PTA代表	第12条第1項第2号
10	馬場 信代	鹿屋市立花岡学園PTA代表	第12条第1項第2号
11	藏ヶ崎 美穂	鹿屋市立大始良中学校PTA代表	第12条第1項第2号
12	奥山 朋子	鹿屋市立野里小学校PTA代表	第12条第1項第2号
13	小田 美穂	鹿屋市立田崎中学校PTA代表	第12条第1項第2号
14	東別府 睦	鹿屋市立第一鹿屋中学校PTA代表	第12条第1項第2号
15	長島 未央子	鹿屋体育大学 講師 管理栄養士	第12条第1項第3号
16	森蘭 敏博	薬剤師	第12条第1項第3号
17	宮ノ下 耕一	鹿屋保健所 衛生・環境課長	第12条第1項第3号
18	田中 恵利香	鹿屋市役所健康増進課保健師	第12条第1項第3号

○鹿屋市立吾平学校給食センター運営委員

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	鈴木 誠	鹿屋市立吾平小学校長	第12条第1項第1号
2	中村 成美	鹿屋市立鶴峰小学校長	第12条第1項第1号
3	岩屋 芳文	鹿屋市立下名小学校長	第12条第1項第1号
4	湊川 彰	鹿屋市立吾平中学校長	第12条第1項第1号
5	門田 賢	鹿屋市立吾平小学校PTA副会長	第12条第1項第2号
6	南園 正樹	鹿屋市立下名小学校PTA代表	第12条第1項第2号
7	江口 光了	鹿屋市立鶴峰小学校PTA代表	第12条第1項第2号
8	木浦 道春	鹿屋市立吾平中学校PTA代表	第12条第1項第2号
9	新原 麻未	鹿屋市立鶴峰小学校給食担当者	第12条第1項第3号
10	園田 真弓	鹿屋市立下名小学校給食担当者	第12条第1項第3号
11	五反田 萌里	鹿屋市立吾平中学校給食担当者	第12条第1項第3号
12	井料 忠久	薬剤師	第12条第1項第3号
13	田野邊 淳子	吾平地区民生委員児童委員協議会会長	第12条第1項第3号

○鹿屋市立北部学校給食センター運営委員 ※新規

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	下曾山 隆	鹿屋市立大黒小学校長	第12条第1項第1号
2	野邊 盛雅	鹿屋市立細山田中学校長	第12条第1項第1号
3	廣森 丈太郎	鹿屋市立寿小学校長	第12条第1項第1号
4	宇井 友隆	鹿屋市立細山田小学校長	第12条第1項第1号
5	中原 誠	鹿屋市立高隈中学校長	第12条第1項第1号
6	大堀 直之	鹿屋市立大黒小学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
7	川井田 新	鹿屋市立細山田中学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
8	今村 和也	鹿屋市立寿小学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
9	折田 俊哉	鹿屋市立細山田小学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
10	横山 太	鹿屋市立高隈中学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
11	日下部 聖人	薬剤師	第12条第1項第3号
12	上宮田 優子	管理栄養士	第12条第1項第3号

2 任用期間：令和3年7月1日から令和3年8月31日までの運営委員

○鹿屋市立輝北学校給食センター運営委員

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
<u>1</u>	<u>肥後 広行</u>	<u>鹿屋市立輝北小学校長</u>	第12条第1項第1号
<u>2</u>	<u>副田 明彦</u>	<u>鹿屋市立輝北中学校長</u>	第12条第1項第1号
<u>3</u>	<u>岩崎 善輝</u>	<u>鹿屋市立輝北小学校 PTA 代表</u>	第12条第1項第2号
<u>4</u>	<u>中俣 弘昭</u>	<u>鹿屋市立輝北中学校 PTA 代表</u>	第12条第1項第2号
<u>5</u>	<u>松元 佳奈</u>	<u>鹿屋市立輝北小学校給食担当者</u>	第12条第1項第3号
6	佐野 瞳	鹿屋市立輝北中学校給食担当者	第12条第1項第3号
7	竹下 光政	鹿屋市民生委員	第12条第1項第3号
8	高田 文美	管理栄養士	第12条第1項第3号

○鹿屋市立串良学校給食センター運営委員

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
<u>1</u>	<u>宇井 友隆</u>	<u>鹿屋市立細山田小学校長</u>	第12条第1項第1号
2	福留 憲一	鹿屋市立串良小学校長	第12条第1項第1号
3	矢野 智	鹿屋市立上小原小学校長	第12条第1項第1号
4	野邊 盛雅	鹿屋市立細山田中学校長	第12条第1項第1号
5	鹿島 道朗	鹿屋市立串良中学校長	第12条第1項第1号
6	福元 耕二	鹿屋市立上小原中学校長	第12条第1項第1号
<u>7</u>	<u>折田 俊哉</u>	<u>鹿屋市立細山田小学校 PTA 代表</u>	第12条第1項第2号
<u>8</u>	<u>村場 弘卓</u>	<u>鹿屋市立串良小学校 PTA 代表</u>	第12条第1項第2号
9	宮城 拓哉	鹿屋市立上小原小学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
10	川井田 新	鹿屋市立細山田中学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
11	上之段 恵子	鹿屋市立串良中学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
<u>12</u>	<u>福永 周一</u>	<u>鹿屋市立上小原中学校 PTA 代表</u>	第12条第1項第2号
<u>13</u>	<u>福元 梓</u>	<u>鹿屋市立上小原小学校給食担当者</u>	第12条第1項第3号
<u>14</u>	<u>満木 遥</u>	<u>鹿屋市立細山田中学校給食担当者</u>	第12条第1項第3号
<u>15</u>	<u>松山 里美</u>	<u>鹿屋市立串良中学校給食担当者</u>	第12条第1項第3号
16	下蘭 千恵子	鹿屋市民生委員・児童委員	第12条第1項第3号
17	藤崎 能子	薬剤師	第12条第1項第3号

議案第9号

鹿屋市立鹿屋看護学校関係者評価委員会開催要綱の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年6月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市立鹿屋看護専門学校の運営上の課題を改善し、本校の看護基礎教育の充実化を推進するとともに、学校関係者評価委員会の設置により、在校生の修学を支援する高等教育修学支援制度の導入を図るため、本案を提出するものである。

鹿屋市立鹿屋看護専門学校関係者評価委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 鹿屋市立鹿屋看護専門学校（以下「学校」という。）における自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と学校外の関係者が教育活動、教育環境及び学校経営（以下「教育活動等」という。）の現状と課題について共通理解を持ち、協力することにより教育活動等の改善を適切に行うため、鹿屋市立鹿屋看護専門学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 学校の自己点検評価をもとに客観的な評価を行うこと。
- (2) 学校運営の改善提案に関すること。
- (3) その他学校が必要と認める事項

(参加者)

第3条 校長は、次の各号に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 看護教育関係代表者
- (2) 臨床看護代表者
- (3) 地域住民
- (4) その他校長が必要と認める者

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

報告（1） 鹿屋市読書活動推進懇話会参加者の変更について

鹿屋市読書活動推進懇話会参加者名簿

No.	氏名	所属等	備考
1	坂田 勝	図書館協議会委員	学識経験者
2	中村 成美	鶴峰小学校校長	図書館協議会委員 かのや風土記編纂委員
3	福元 耕二	上小原中学校校長	中学校図書館教育担当 新規
4	濱島 幸治	鹿屋市立 鹿屋女子高等学校長	高等学校代表
5	岩元 智恵美	星幼稚園 園長	幼稚園・保育園代表
6	迫 睦子	おはなし文庫 Po 絵夢	読み聞かせグループ
7	四郎園 佳恵	鹿屋小 PTA 読書指導部長、 読み聞かせグループすてっぷ部長	市 PTA 関係者
8	隈崎 和代	えほん.yom 主催 おおすみハナマルシェ代表	市民グループ
9	島崎 一朝	高須・花岡寺子屋指導員	寺子屋指導員代表
10	福地 美由紀	高隈中 P T A	図書館推薦市民
11	野間 三咲	鹿屋市子育て交流プラザ 子育てアドバイザー	つどいの広場代表
12	加峯 美由紀	県立図書館奉仕課長	新規
13	樫田 博史	鹿屋市立図書館長	新規
14	吉田 美奈子	鹿屋市立図書館 認定司書	
15	高山 淳子	教育総務課 学校巡回司書	

報告（2） 鹿屋市イングリッシュキャンプの実施報告について

事業名	令和3年度 第1回/第2回 鹿屋市イングリッシュキャンプ		
事業目的	実生活の中で、英語を使ってコミュニケーションを図りながら、英語運用能力を高めると同時に、英語学習への意欲、国際理解についての興味・関心を高めるため。		
団体名	鹿屋市教育委員会		
実施期日	令和3年5月29日（土） 午前（第1回） / 午後（第2回）		
実施場所	大隅青少年自然の家		
参加者数	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align:top;"> 【午前】 小学生 41人 指導者 8人 合計 49人 </td> <td style="width:50%; vertical-align:top;"> 【午後】 小学生 15人 中学生 18人 指導者 9人 合計 42人 </td> </tr> </table>	【午前】 小学生 41人 指導者 8人 合計 49人	【午後】 小学生 15人 中学生 18人 指導者 9人 合計 42人
【午前】 小学生 41人 指導者 8人 合計 49人	【午後】 小学生 15人 中学生 18人 指導者 9人 合計 42人		
日程・内容	1 期日 令和3年5月29日（土） 午前：小1～小4 午後：小5～小6 中1～中3 2 日程 9:00/13:00 受付 9:30/13:30 開会式 10:05/14:05 体育 音楽 英語 *「各国の伝統的な遊びを持ち帰ろう」を テーマに少人数のチームで各活動をまわる。 12:00/16:00 閉会式		
成果と課題	【成果】 ○ イングリッシュキャンプの企画・運営にALTや英語講師が携わることで、新たな成果と課題を見いだすことができた。 ○ オールイングリッシュでのキャンプにおいて、体験的な活動を中心としたことで、児童も楽しく英語に触れることができた。 ○ “Be a Game Changer！”活動内容「(伝統的な遊び)を持ち帰る」をテーマにしたことで、失敗を恐れず参加し、各校に体験した活動を持ち帰り英語を使った遊びが広がるような活動を設定できた。 【課題】 ○ 小学校1年生等、英語の活用が困難な児童に対して補助的な役割をする教職員の参加を求めていく必要がある。 ○ 希望者多数のニーズに応えるために、キャンプの回数を増やすべく、英語圏ごとの開催が必要である。 ○ 児童・生徒が英語を使う機会が増えるキャンプを立案する必要がある。		
事業目的に対する評価・達成度	アンケート調査等により、客観的・定量的な指標を設定して、指標に基づく評価を行う。 ○ 300人の希望者から、感染症対策のため80人の制限で実施した。 ○ アンケート結果より、楽しかったという感想を9割以上の児童・生徒から得られており、英語好きが増えてくれることを期待する。 ○ 中学生の参加者数が18人と少ないため、キャンプの内容に関して、発達段階に応じて柔軟な変更が必要である。 ○ 中学生を中心に事前事後の活動の充実につながるようにイングリッシュキャンプを設定する必要がある。		
備考			

○ 活動写真



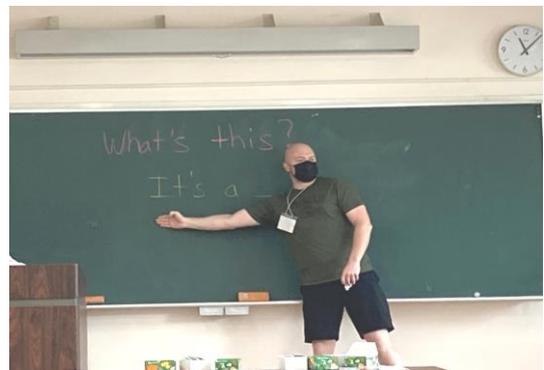
チームごとに、事前に作成した「自己紹介ボード」を基に、緊張を和らげる Warm Up



英語 言葉だけでなく、ジェスチャーで表現することで、伝えることの楽しさを実感



音楽 Mr. Wolf 英語での説明も高学年になると理解が早く、学びの継続性を実感



英語 Go Fish! 模擬留学体験。英語での授業は緊張するけど貴重なイメージ体験



短い時間でしたが、エアタッチで感謝を伝え合おう。See you again ☆



英語は道具! 他校の児童生徒と英語を使って話すことで貴重な仲間づくり☆

○ 活動写真



オープニング Jelly Fish!!
緊張を和らげる Warm Up



体育 日本の「缶蹴り・・・」とは少しルールが違
いました！英語で理解する難しさ実感



音楽 Mr. Wolf 椅子取りゲーム
音楽に合わせて、リズムよく♪



英語 Go Fish! 動物カルタ、ジェスチャーゲー
ム! 伝える、伝わる嬉しさ実感



1つの活動が終わったら!
スタンプとサインゲット☆



英語は道具! スポーツに国境なし! 他者を思
い、考えや思いを伝えることが大事☆

ヨーロッパにおける歴史的紛争。人と人が思いを伝え、言葉で解決に至るには、英語を共通言語として活用する力を身に付ける必要があった。CEFRは各国の英語力を向上させるための指標。
なぜ英語を学ぶのか? 平和のためである。鹿屋市において英語を学ぶことには、大きな意義がある。わずかな時間であるが、一人一人が平和を築くための Game Changer としての未来の担い手である。